

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 4 月 12 日

水 曜 日

第 4190 号

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定 1
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 3

告 示

富山県告示第199号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成29年 4 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	平成29年4月1日	1620600013	特定非営利活動法人あすなる滑川	滑川市野町1656番地	はなみずき	滑川市野町1656番地1

富山県告示第200号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業七分一地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第

87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年4月17日から

平成29年5月18日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができません。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第201号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業土合地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87

条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 4 月13日から

平成29年 5 月16日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年4月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

100満ボルト高岡店 高岡市赤祖父671番

2 店舗を設置する者 大和ハウス工業株式会社富山支店

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大和ハウス工業株式会社富山支店 支店長 平井 聡治 富山市
布瀬本町4番8

(変更後) 大和ハウス工業株式会社富山支店 支店長 太田 尚典 富山市
布瀬本町4番8

4 変更の日 平成29年3月1日

5 変更の理由 人事異動に伴う設置者変更のため

6 届出の日 平成29年3月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年4月12日から平成29年8月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由